定時決定における保険者算定の追加について

松竹健康保険組合

■概要

業務の性質上、季節的に報酬が変動することにより、通常の算定方法によって標準報酬月額の決定をすることが著しく不当であると認められる場合に、保険者算定を行うことが可能となりました(被保険者の同意書が添付された申し立てがあった場合に限ります)。 具体的には、4月~6月の月平均報酬が前年7月~当年6月までの1年間の月平均報酬と比べたとき、標準報酬月額にして2等級以上の差が生じ、この差が業務の性質上、例年発生することが見込まれる場合には、前年7月~当年6月の月平均報酬額から9月に受けるであろう額を算定することが可能となります。

■要件

- 1. 業種または職種の性質により、例年(毎年)4月~6月の報酬が他の月の報酬に比べ著しく変動する場合
- 2. 4月~6月の平均報酬額から算定される標準報酬月額と、前年7月~当年6月の 平均報酬額から算定される標準報酬月額との間に2等級以上の差が生じる場合
- 3. 7月~9月の随時改定に該当しない方(7月~9月を改定月とする月額変更に該当する場合は月額変更が優先されます)
- 4. 上記 1. ~3. に該当する被保険者で、保険者算定の適用に同意された方

■届出方法

- 1. 算定基礎届の「修正平均」に前年6月~当年7月の月平均報酬を記入。
- 2. 「備考欄」に「年間平均」と記入。
- 3. 併せて、下記①・②の書類を添付して提出

提出書類

- ①「年間報酬の平均で算定することの申立書(定時決定用)」
- ②「保険者算定申立に係る例年の状況、標準報酬月額の比較および被保険者の同意等」
- ①・②ともに HP 内「申請書」内、「保険証・適用に関する書式」から PDF をダウンロード いただけます。
- ※その他、状況に応じて賃金台帳等の追加書類をご提出いただくことがあります。
- ご不明な点つきましては、当健保組合までお問合せください。